

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道	(1)～(57) (略)	道	(1)～(57) (略)
路	(58) <u>道交法第97条の2第3項及び第4</u>	路	(58) <u>道交法第97条の2第2項及び第3</u>
交	<u>項の規定による運転免許試験の一部免</u>	交	<u>項の規定による運転免許試験の一部免</u>
通	<u>除</u>	通	<u>除</u>
法	(59)～(86) (略)	法	(59)～(86) (略)
関	(87) <u>道交法第101条の4第5項の規定に</u>	関	(87) <u>道交法第101条の4第3項の規定に</u>
係	<u>よる書面の送付</u>	係	<u>よる書面の送付</u>
	(88)～(117) (略)		(88)～(117) (略)
	<u>(117)の2 道交法第108条の3の3の規</u>		
	<u>定による若年運転者講習を行う旨の通</u>		
	<u>知</u>		
	(118)～(124) (略)		(118)～(124) (略)
	(125) <u>道交法第108条の32の2第1項の</u>		(125) <u>道交法第108条の32の2の規定に</u>
	<u>規定による運転免許取得者等教育の認</u>		<u>よる運転免許取得者教育の認定申請の</u>
	<u>定申請の受理</u>		<u>受理及び認定の公示</u>
	<u>(125)の2 道交法第108条の32の2第2</u>		
	<u>項(道交法第108条の32の3第2項にお</u>		
	<u>いて準用する場合を含む。)の規定によ</u>		
	<u>る認定の公示</u>		
	<u>(125)の3 道交法第108条の32の3第1</u>		
	<u>項の規定による運転免許取得者等検査</u>		
	<u>の認定申請の受理</u>		
	(126)～(155) (略)		(126)～(155) (略)
	(156) <u>削除</u>		(156) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>
			<u>規則(平成6年国家公安委員会規則第</u>
			<u>4号)第2条第1項の規定によるチャ</u>
			<u>レンジ講習受講結果確認書の交付</u>
	(157) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>		(157) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>
	<u>規則(平成6年国家公安委員会規則第</u>		<u>規則第4条第2項第2号の規定による</u>
	<u>4号)第4条第2項第2号の規定によ</u>		<u>審査及び講習</u>
	<u>る審査及び講習の実施</u>		
	(158)・(159) (略)		(158)・(159) (略)
	(160) <u>運転免許取得者等教育の認定に</u>		(160) <u>運転免許取得者教育の認定に関</u>

<p>関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）<u>第7条第1項の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理</u></p> <p><u>(160)の2 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第2項の規定による変更に係る事項の公示</u></p> <p><u>(160)の3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理</u></p> <p><u>(160)の4 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第2項の規定による変更に係る事項の公示</u></p> <p>(161)～(187) (略)</p> <p>(188) 道交法施行細則第27条の3の規定による<u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定書の交付</u></p> <p><u>(188)の2 道交法施行細則第27条の4第1項の規定による申請の受理</u></p> <p><u>(188)の3 道交法施行細則第27条の4第2項の規定による指定書の交付</u></p> <p><u>(188)の4 道交法施行細則第27条の4第3項の規定による指定取消通知書の交付</u></p> <p>(189)～(193) (略)</p> <p>(194) 削除</p> <p>(195) <u>認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号。次号及び第197号において「認知機能検査規則」という。）第4条第1項の規定による検査員の承認</u></p> <p>(196)・(197) (略)</p> <p><u>(197)の2 運転技能検査の実施に関する規則（令和4年新潟県公安委員会規則第6号）第3条の規定による申請の受理</u></p> <p><u>(197)の3 運転技能検査の実施に関する規則第4条の規定による証明</u></p> <p><u>(197)の4 運転技能検査の実施に関する規則第6条の規定による報告の受理</u></p> <p>(198)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）<u>第7条の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示</u></p> <p>(161)～(187) (略)</p> <p>(188) 道交法施行細則第27条の3の規定による<u>運転免許取得者教育機関の認定書の交付</u></p> <p>(189)～(193) (略)</p> <p>(194) <u>認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号。以下「認知機能検査規則」という。）第3条第1号の規定による検査を行う者の承認及び同条第2号の規定による実施基準の策定</u></p> <p>(195) <u>認知機能検査規則第4条の規定による検査員の承認</u></p> <p>(196)・(197) (略)</p> <p>(198)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和4年5月13日から施行する。